

第9回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和6年3月27日(水) 13時30分
第9回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年3月27日(水) 13時23分

3. 閉 会 令和6年3月27日(水) 14時04分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 東城	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 13番－東城委員

6. 議事録署名委員 3番－市村委員 4番－中島委員

7. 付議議件 議案第38号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第9回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員13番－東城委員です。</p> <p>出席委員は16名中15名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第9回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程1、議事録署名員に、3番－市村委員、4番－中島委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第38号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第38号農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字以久科北他17筆、地目畠、合計面積は 204,734 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は令和3年7月28日から令和13年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年2月1日となっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字来運2筆、地目畠、合計面積は 38,036 m²、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は令和4年12月21日から令和14年12月20日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年3月1日となっております。</p> <p>番号3、関係の土地については、ウトロ高原3筆、地目畠、合計面積は 72,670 m²、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は令和5年4月20日から令和6年4月19日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和5年12月1日となっております。</p>
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。
事務局	<p>議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字以久科北他17筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 202,426 m²、申請の理由は所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p>

	<p>区分2、関係の土地については字三井2筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 31,022 m²、申請の理由は農業を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のためとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分3、関係の土地については字来運4筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 38,023 m²、申請の理由は農業を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分4、関係の土地については字来運2筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 38,036 m²、申請の理由は農業を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分5、関係の土地については字川上10筆、公募・現況地目記載のとおり、面積は 45,177 m²、申請の理由は畑作を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分6、関係の土地については字川上3筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 22,651 m²、申請の理由は畑作を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分7、関係の土地については字川上他10筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 102,356 m²、申請の理由は畑作を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分8、関係の土地については字川上10筆、公募・現況地目記載のとおり、合計面積は 40,147 m²、申請の理由は畑作を行わないので賃貸したい、借人が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について6~8頁に記載となっております。</p> <p>現地調査について区分1は3月21日(木)市村委員、菅野委員、星委員、区分2は3月21日(木)小口委員、波多野委員、星委員、区分3~4は3月22日(金)武正委員、田中委員、舟窪委員、区分5~7は3月22日(金)中島委員、田中委員、舟窪委員、区分8は3月22日(金)田中委員、舟窪委員、中島委員で行っております。</p> <p>別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いざれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分1の現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。

議長	問題ないということで、区分1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2の現地確認委員小口委員どうでしたか
小口委員	問題ありません。
議長	区分2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分3～4の現地確認委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分3～4について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分3～4について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分5～7の現地確認委員中島委員どうでしたか。
中島委員	問題ありません。
議長	区分5～7を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分5～7について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分8の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。

	議長	問題ないということで、区分8について決定してよろしいですか。
	全員	異議なし。
	議長	区分8について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。
		ここで一旦総会を休憩とし協議事項 1 番区分1の説明をお願いします。 (一時休憩) それでは休憩を解き日程4、議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
C	事務局	議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字日の出1筆、公簿地目畠、面積は 3,090 m ² 、申請の理由は農業用施設の建設(追認)、転用の概要については記載のとおりとなっております。 区分1の位置図については同頁記載のとおり、現地確認は3月25日(月)小池委員、泉委員、尾崎委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
	議長	区分1現地確認委員、小池委員どうでしたか。
	小池委員	問題ありません。
C	議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
	全員	異議なし。
	議長	農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案41号農地法第5条の規定による許可申請について説明お願いします。
	事務局	議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字峰浜 1 筆、地目畠、面積は 8,596 m ² 、申請の理由については砂利採取、採取量 36,838 m ³ 、転用の概要について、砂利採取 8,596 m ² 、期間は令和6年許可日から令和7年4月1日となっております。

	<p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は3月25日(月)泉委員、小池委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	現地確認委員の泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程6、議案42号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明お願いします。
事務局	<p>議案第42号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係</p> <p>番号1、関係の土地については、ウトロ高原3筆、地目畠、面積は 72,670 m²、申請の理由は所有地を自作しないため譲渡する、譲受人は経営規模拡大のためとなっております。価格は 7,191 千円、10aあたり 98 千円となっております。</p> <p>位置図については同頁記載となっております。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(1)所有権の移転関係番号 1 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 つづいて(2)利用権の設定関係について、説明願います。
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字来運3筆、地目畠、合計面積は 68,723 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払い方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については同頁記載となっております。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項調査書も併せて確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p>

議長	(2)利用権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程7その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第9回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年3月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 

議事録署名委員